広域相談支援体制整備事業（オホーツク圏域）委託業務
プロポーザル企画提案説明書

１　業務概要

（１）委託業務名

広域相談支援体制整備事業（オホーツク圏域）

（２）業務内容

障がい者が希望する地域で安心して生活できるよう、障がい保健福祉圏域に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに関する助言・調整等の広域的支援を行う。（内容の詳細は別紙「広域相談支援体制整備事業実施要綱」を参照のこと。）

（３）委託期間

令和５年４月１日（土）から令和６年３月３１日（日）まで

（４）予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

１０，８６４千円

（５）発注者

北海道

２　企画提案しようとする者に必要な資格

次の要件を全て満たす単一の法人若しくは複数の法人による連合体(コンソーシアム)であること。

（１）障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１９の指定一般相談支援事業所、又は第５１条の２０の指定特定相談支援事業所を運営する法人であること（指定申請審査の結果、指定が確実である場合を含む)。

（２）オホーツク総合振興局管内において本事業の実施が可能な拠点を有すること（本事業の受託後、新たに有する予定である場合を含む。）

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者でないこと。

（４）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（５）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（６）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（７）暴力団関係事業者等でないこと。

（８）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（９）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。)。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定による届出
ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出

３　企画提案の審査基準
企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。
（１）地域づくりコーディネーターの要件について
ア　障害者総合支援法第８９条の３第１項に規定する協議会（市町村が設置するものに限る。）を中心とした相談支援体制の整備に携わった実績
イ　要綱で定める事業に係る相談支援業務等に従事した経験年数
ウ　要綱で定める資格
（２）地域づくりコーディネーターの配置場所（公平性・中立性の確保）
（３）事業受託にあたっての基本方針について
ア　地域の相談支援体制の構築
イ　施設入所者等の地域生活移行に向けた地域づくりの支援
（４）業務内容について
ア　市町村への支援
イ　圏域内の相談支援体制の充実等
ウ　北海道の障がい福祉に関するシステムづくり
（５）事業の継続性又は新規性の評価について
（６）所要経費の積算について

４　手続等
事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前にプロポーザル参加資格審査申請書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者に企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。
（１）担当部局
北海道オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課
〒０９３－８５８５　北海道網走市北７条西３丁目
電　話　０１５２－４１－０６９１（直通）
ＦＡＸ　０１５２－４５－０４９４
（２）プロポーザル参加資格審査申請書
提出期限　令和５年２月２８日（火）午後５時まで（必着）
提出部数　１部
提出場所　４（１）の担当部局に同じ
提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
（３）企画提案書
提出期限　令和５年３月１０日（金）午後５時まで（必着）
提出部数　１０部
※事業者名を記入したもの～１部、事業者名を記入していないもの～９部
提出場所　４（１）の担当部局に同じ

提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

5　プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査委員が審査を行い、３の企画提案の審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、一者を選定する。（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。なお、ヒアリングには、当該委託事業の地域づくりコーディネーターとなることを予定している者が必ず出席すること。）

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね３程度のヒアリング審査参加者を選定する。

6　委託契約の方法及び根拠

（１）契約方法

随意契約

（２）契約の相手方の選定

本事業の実施に当たっては、相談支援事業に係る専門的な知識や実務経験のみならず、市町村等関係機関に対する助言・調整能力や関係機関の連携体制の構築、研修会の開催等、総合的な業務処理能力が必要とされる。

また、各地域の特性及び当該地域の障がい者のニーズに対応した地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活移行に向けた地域づくりを支援するためのものであることから、業務の最適な処理方法や成果の水準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

これらのことから、公募型プロポーザル方式により、最良の提案をした者を事業委託先の候補として選定することとする。

（３）契約の根拠

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第３節関係１（２）（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

7　契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した者に対して別途作成・提示する。

8　契約に関する基本事項

特定者と締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

（１）提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

（２）見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続を経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

（３）契約保証金

免除する。

（４）知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

9　その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

（２）無効となる参加表明書又は企画提案書

ア　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの

イ　作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ　虚偽の内容が記載されているもの

（３）企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

（４）その他

ア　企画提案書等の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ　提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ　提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ　提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ　提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ　企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク　公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ　業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。